



# 鳥取県公報

令和3年3月31日（水）  
号外第34号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例（24）（中山間地域政策課）	3
	鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例（25）（議会事務局議事・法務政策課）	8

---

——公布された条例のあらまし——

◇過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 条例の新設理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次の条例中引用する法律の名称等を改める。

- ア 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例
- イ 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例
- ウ 鳥取県基金条例

(2) 施行期日は、令和3年4月1日とする。

◇鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

知事部局の組織改正に伴い、常任委員会の所管について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 令和3年4月1日から同日において現に設置されている鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止される日までの間、常任委員会の所管は、次のとおりとする。

ア 総務教育常任委員会の所管に新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（人権啓発に関する事項に限る。）を加える。

イ 福祉生活病院常任委員会の所管に新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（他の常任委員会の所管に属する事項を除く。）を加える。

ウ 農林水産商工常任委員会の所管に新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（経済雇用に関する事項（観光交流に関する事項を除く。）に限る。）を加える。

エ 地域づくり国土警察常任委員会の所管に新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（観光交流に関する事項に限る。）を加える。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、令和3年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平井伸治

## 鳥取県条例第24号

### 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部改正)

第1条 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法</u>（令和3年法律第9号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項、第41条第1項若しくは第2項、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）</p> <p>(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>過疎地域自立促進特別措置法</u>（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）</p> <p>(4) 略</p> <p>2・3 略</p>

(貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸付金の種類</th> <th style="text-align: center;">免除の条件</th> <th style="text-align: center;">免 除 の 範 囲</th> <th style="text-align: center;">貸付金の種類</th> <th style="text-align: center;">免除の条件</th> <th style="text-align: center;">免 除 の 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士等修学資金</td> <td>県内における介護福祉士等養成施設を卒業した日から1</td> <td>1 介護福祉の全</td> <td>介護福祉士等修学資金</td> <td>県内における介護福祉士等養成施設を卒業した日から1</td> <td>1 介護福祉の全</td> </tr> </tbody> </table>	貸付金の種類	免除の条件	免 除 の 範 囲	貸付金の種類	免除の条件	免 除 の 範 囲	介護福祉士等修学資金	県内における介護福祉士等養成施設を卒業した日から1	1 介護福祉の全	介護福祉士等修学資金	県内における介護福祉士等養成施設を卒業した日から1	1 介護福祉の全	<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸付金の種類</th> <th style="text-align: center;">免除の条件</th> <th style="text-align: center;">免 除 の 範 囲</th> <th style="text-align: center;">貸付金の種類</th> <th style="text-align: center;">免除の条件</th> <th style="text-align: center;">免 除 の 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士等修学資金</td> <td>県内における介護福祉士等養成施設を卒業した日から1</td> <td>1 介護福祉の全</td> <td>介護福祉士等修学資金</td> <td>県内における介護福祉士等養成施設を卒業した日から1</td> <td>1 介護福祉の全</td> </tr> </tbody> </table>	貸付金の種類	免除の条件	免 除 の 範 囲	貸付金の種類	免除の条件	免 除 の 範 囲	介護福祉士等修学資金	県内における介護福祉士等養成施設を卒業した日から1	1 介護福祉の全	介護福祉士等修学資金	県内における介護福祉士等養成施設を卒業した日から1	1 介護福祉の全
貸付金の種類	免除の条件	免 除 の 範 囲	貸付金の種類	免除の条件	免 除 の 範 囲																				
介護福祉士等修学資金	県内における介護福祉士等養成施設を卒業した日から1	1 介護福祉の全	介護福祉士等修学資金	県内における介護福祉士等養成施設を卒業した日から1	1 介護福祉の全																				
貸付金の種類	免除の条件	免 除 の 範 囲	貸付金の種類	免除の条件	免 除 の 範 囲																				
介護福祉士等修学資金	県内における介護福祉士等養成施設を卒業した日から1	1 介護福祉の全	介護福祉士等修学資金	県内における介護福祉士等養成施設を卒業した日から1	1 介護福祉の全																				

<p>充実に資するため、介護福祉士等養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までに規定する学校又は養成施設をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>年（他の介護福祉士等養成施設への入学、災害、疾病その他のやむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に介護福祉士登録簿又は社会福祉士登録簿に登録し、かつ、県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士又は社会福祉士の業務その他知事が別に定めるこれに準ずる業務（以下「介護福祉士等業務」という。）に従事し、次のいずれかの要件に該当することとなったとき。</p> <p>ア・イ 略 ウ <u>過疎地域の持続</u></p>	<p>充実に資するため、介護福祉士等養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までに規定する学校又は養成施設をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>年（他の介護福祉士等養成施設への入学、災害、疾病その他のやむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に介護福祉士登録簿又は社会福祉士登録簿に登録し、かつ、県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士又は社会福祉士の業務その他知事が別に定めるこれに準ずる業務（以下「介護福祉士等業務」という。）に従事し、次のいずれかの要件に該当することとなったとき。</p> <p>ア・イ 略 ウ <u>過疎地域自立促進</u></p>
--	---	--	--

		的發展の 支援に關 する特別 措置法 (令和3 年法律第 9号) 第 2条第1 項に規定 する過疎 地域(以 下「過疎 地域」と いう。)に おいて、 引き続き 3年間介 護福祉士 等業務に 従事した とき。 エ～カ 略		進特別措 置法(平 成12年法 律第15 号)第2 条第1項 に規定す る過疎地 域(以下 「過疎地 域」とい う。)にお いて、引 き続き3 年間介護 福祉士等 業務に従 事したと き。
		略		エ～カ 略
		略		略
		略		略
備考 略			備考 略	

(鳥取県基金条例の一部改正)

第3条 鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)					別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
9 鳥 取県 中山 間ふ るさ と農 山村 活性	山村 振興法 (昭和 40年法 律第64 号) 第 7条第 1項の	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ためには 必要な經費の	当該 基金の設 置目的を達 成するため に必要な經 費の	9 鳥 取県 中山 間ふ るさ と農 山村 活性	山村 振興法 (昭和 40年法 律第64 号) 第 7条第 1項の	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ためには 必要な經費の	当該 基金の設 置目的を達 成するため に必要な經 費の

化基 金	規定に より指 定され た振興 山村、 <u>過疎地 域の持 続的發 展の支 援に関 する特 別措置 法（令 和3年 法律第 9号） 第2条 第1項 に規定 する過 疎地域 その他 自然 的、經 濟的、 社会的 諸条件 に恵ま れない 地域に お い て、住 民が共 同して 行う農 山村が 保有す る多樣 な機能 の維持 及び強 化並び に利用 及び活 用に係</u>	ために必 要な經費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	財源に 充てる とき。	化基 金	規定に より指 定され た振興 山村、 <u>過疎地 域自立 促進特 別措置 法（平 成12年 法律第 15号） 第2条 第1項 に規定 する過 疎地域 その他 自然 的、經 濟的、 社会的 諸条件 に恵ま れない 地域に お い て、住 民が共 同して 行う農 山村が 保有す る多樣 な機能 の維持 及び強 化並び に利用 及び活 用に係</u>	ために必 要な經費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	財源に 充てる とき。
---------	--	--	-------------------	---------	--	--	-------------------

る活動等を推進し、もってこれらの地域の農山村の活性化を図ること。				もってこれらの地域の農山村の活性化を図ること。			
略				略			

## 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第25号

#### 鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 令和3年4月1日から同日において現に設置されている新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第22条第1項の規定に基づき設置される鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止される日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「令和新時代創造本部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（人権啓発に関する事項に限る。）並びに令和新時代創造本部」と、「福祉保健部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（他の常任委員会の所管に属する事項を除く。）並びに福祉保健部」と、「商工労働部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（経済雇用に関する事項（観光交流に関する事項を除く。）に限る。）並びに商工労働部」と、「交流人口拡大本部」とあるのは「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に関する事項（観光交流に関する事項に限る。）並びに交流人口拡大本部」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p>

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に常任委員会に付議されて審査又は調査中の事件は、改正後の鳥取県議会委員会条例の規定によりその事件を所管する常任委員会に付議されているものとみなす。